

「平成30年7月豪雨」の被災により借入金の返済が困難となった個人のお客さまへ

このたびの大雨により被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

「平成30年7月豪雨」は、西日本の一部市町村に災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

罹災により借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインをご利用することで、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

※ただし、債務の免除を受けるためには一定の要件を満たす必要がございます。

ガイドラインの詳しい内容につきましては以下のリンク先でご確認ください。

[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

(一般社団法人 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン運営機構のHPにリンクしています。)

◎ご相談受付窓口

○平日

店舗名	受付時間	電話番号
全営業店	9:00~15:00	
融資一部	9:00~17:00	0848-62-7114

○休日

店舗名	受付時間	電話番号	住所
フジグラン 三原出張所	土・日・祝日 10:00~18:00	0848-61-0345	三原市円一町1-1-7 (フジグラン三原SC内)
福山ローン センター	日曜日 9:00~17:00	084-973-1812	福山市船町7-28 (福山営業部3階)